



平成 28 年度労使関係セミナー（第 1 回）

—— 同一労働同一賃金について、一緒に考えてみませんか？ ——

平成 28 年 9 月 14 日（水） 午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分

（会場）エル・おおさか 南ホール（大阪府立労働センター） 定員 200 名 受講費無料

中央労働委員会では、集团的労使紛争、個別労働紛争に関する制度とこれらの紛争の解決をサポートする機関である「労働委員会」について、皆様の認識を深めて頂くことを目的に、労使関係セミナーを開催しており、近畿地区では、平成18年から毎年開催し、本年で10周年を迎えます。

また「労働委員会」は、1946年（昭和21年）3月に（旧）労働組合法の施行と同時に設置され、本年で70周年を迎えております。

この記念すべき年にあたり、本セミナーでは、平成18年第1回目の労使関係セミナーで講演頂きました大阪大学の小嶋典明教授に、再びご講演頂きます。今回は「同一労働同一賃金について」というテーマで、第一部の基調講演を予定しています。

第二部では、パネルディスカッションを予定しており、平成28年5月に判決の出た長澤運輸事件（東京地裁）に加え、労働契約法第20条が争点となっている裁判事例を取り上げ、労働者側・使用者側・公益を代表するパネリストそれぞれから、問題点についてコメント頂きます。

この機会にパネリストの方々と共に問題点を共有して、一緒に議論を深めてまいりましょう。どうぞお誘い合わせの上、お越し下さい。1人でも多くのご参加を、お待ち申し上げます。

第一部 基調講演

- ・「同一労働同一賃金について」

大阪大学大学院法学研究科教授 小嶋 典明 氏

第二部 パネルディスカッション

○パネリスト

上 掲（公益） 小嶋 典明 氏
弁護士（労働者） 森 博行 氏（のぞみ共同法律事務所）
弁護士（使用者） 竹林竜太郎 氏（竹林・畑・中川・福島法律事務所）

○コーディネーター

中央労働委員会
西日本地方調整委員長 吉川英一郎（同志社大学商学部教授）

（主催）中央労働委員会（西日本地方事務所）

（協賛）滋賀県労働委員会 京都府労働委員会 大阪府労働委員会
兵庫県労働委員会 奈良県労働委員会 和歌山県労働委員会

（後援）大阪労働局

*本セミナーは「特別労働相談会」（大阪府総合労働事務所等主催）の一環として開催いたします。

受講のお申込みについて

- 1 受講を希望される方は、下記の受講申込書・受講票に必要事項を記入の上、本紙をFAX又は郵送でお送り願います（定員200名、受講費無料）。
- 2 お申込みの受付は先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申込み願います（受付をスムーズに行うため、FAXでお申し込みの方は、本受講票をセミナー当日、受付に提出してください。）。
- 3 なお、本リーフレットは、中央労働委員会のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/churoi/>）（「労使関係セミナー」開催のご案内）から取り出すことができます。
- 4 本セミナーに関するお問い合わせは、中央労働委員会事務局西日本地方事務所
〒540-0008 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
TEL 06-6941-1555 Fax 06-6941-1556 までお願いいたします。

- 5 会場案内 大阪市中央区北浜東3-14



受講申込書・受講票（平成28年度第1回セミナー用）

FAX：06-6941-1556

企業・団体名		
連絡先	電話番号	FAX番号
	-	-
受講者名	所属・役職	氏名
		フリガナ
		フリガナ
		フリガナ

◆セミナー当日、本票により受付を行いますのでご持参ください。

◆個人参加の方は、氏名、連絡先電話番号・FAX番号のみで結構です。

◆お預かりした個人情報、本セミナーに関してのみ使用し、他の目的には一切使用しません。